

# 塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ

## 指定管理者募集要項

令和6年5月

塩 竈 市

# 目 次

1	募集の概要	1
	(1) 施設の概要	
	(2) 施設運営の体制	
	(3) 管理運営の基準	
	(4) 指定期間	
	(5) 指定管理者の募集方法及び選定	
	(6) 応募者の参加資格等	
	(7) 選定基準及び候補者の決定方法	
	(8) 指定手続き等	
2	指定管理者が行う業務	8
3	指定管理料	8
	(1) 指定管理料の額	
	(2) 指定管理者が運営を行う経費	
4	指定管理者の選定スケジュール	9
5	その他	9
6	配布場所・問合せ先・提出先	9
別記 1	指定管理対象施設図面等	10
別記 2	選定基準	18
別紙 1	説明会参加申込書	
別紙 2	質問・回答書	
別紙 3	提出書類一覧	

# 塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ 指定管理者募集要項

塩竈市では、質の向上とサービスの拡大を図るため、児童福祉法第35条第3項の規定に基づく塩竈市児童館（以下「児童館」という。）及び同法第34条の8第1項の規定に基づく塩竈市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の管理運営を行う専門的なノウハウを持つ指定管理者を募集します。

## 1 募集の概要

### (1) 施設の概要（指定管理を行う場所）

#### 1) 児童館

##### 【藤倉児童館】

種別	小型児童館
開設年月	平成24年12月21日
所在地	塩竈市藤倉二丁目2番12号
構造	木造平屋建て(図面等は別記1のとおり)
主な施設 内容	遊戯室45.9595㎡、図書コーナー16.3842㎡、集会室28.1868㎡ 事務室23.1868㎡、トイレ12.722㎡、給湯室9.94㎡、授乳室7.2618㎡
面積	敷地面積1104.85㎡(児童遊園を含む) 建物面積208.75㎡
駐車場等	駐車場3台、駐輪場 無

#### 2) 児童クラブ

##### 【一小仲よしクラブ】

建築年度	昭和41年度
所在地	塩竈市泉ヶ岡1番1号（塩竈市立第一小学校内1階余裕教室）
構造	鉄筋コンクリート造3階建て(図面等は別記1のとおり)
設備等	トイレ 有、エアコン 有
実効床面積	98㎡（98㎡×1教室）
定員	45名
登録児童数 (R5.4.1時点)	1年生 12名、2年生 7名、3年生 8名、 4年生 9名、5年生 0名、6年生 0名 合計 36名

##### 【二小第一仲よしクラブ、第二仲よしクラブ】

建築年度	昭和42年度
所在地	塩竈市小松崎10番1号（塩竈市立第二小学校内1階余裕教室）
構造	鉄筋コンクリート造3階建て(図面等は別記1のとおり)
設備等	F F式暖房機器 有、トイレ 有、エアコン 有
実効床面積	132㎡（66㎡×2教室）
定員	30名、30名
登録児童数 (R5.4.1時点)	1年生 19名、2年生 23名、3年生 33名、 4年生 5名、5年生 3名、6年生 0名 合計 83名

**【三小第一仲よしクラブ、第二仲よしクラブ、第三仲よしクラブ】**

建築年度	昭和40年度
所在地	塩竈市花立町15番1号（塩竈市立第三小学校内1階余裕教室）
構造	鉄筋コンクリート3階建て（図面等は別記1のとおり）
設備等	F F式暖房機器 有、トイレ 有、エアコン 有
実効床面積	186㎡（62㎡×3教室）
定員	30名、30名、30名
登録児童数 （R5. 4. 1時点）	1年生 29名、2年生 29名、3年生 24名、 4年生 16名、5年生 5名、6年生 2名 合計 105名

**【月見小第一仲よしクラブ、第二仲よしクラブ】**

建築年度	昭和48年度
所在地	塩竈市月見ヶ丘2番1号（塩竈市立月見ヶ丘小学校内1階余裕教室）
構造	鉄筋コンクリート2階建て（図面等は別記1のとおり）
設備等	F F式暖房機器 有、トイレ 有、エアコン 有
実効床面積	132㎡（66㎡×2教室）
定員	30名、30名
登録児童数 （R5. 4. 1時点）	1年生 26人、2年生 26人、3年生 25人、 4年生 16名、5年生 3名、6年生 2名 合計 98名

**【杉小第一仲よしクラブ、第二仲よしクラブ、第三仲よしクラブ、第四仲よしクラブ】**

建築年度	昭和56年度
所在地	塩竈市杉の入一丁目19番1号（塩竈市立杉の入小学校内1階余裕教室）
構造	鉄筋コンクリート4階建て（図面等は別記1のとおり）
設備等	F F式暖房機器 有、トイレ 有、エアコン 有
実効床面積	264㎡（66㎡×4教室）
定員	30名、30名、30名、30名
登録児童数 （R5. 4. 1時点）	1年生 40名、2年生 43名、3年生 25名、 4年生 32名、5年生 10名、6年生 9名 合計 159名

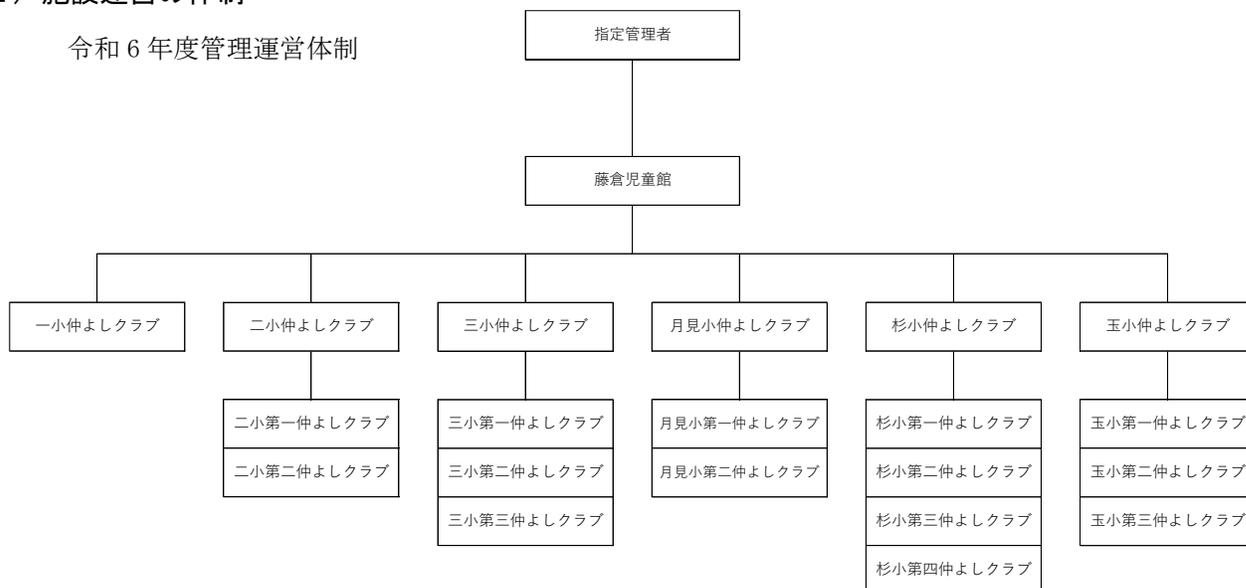
**【玉小第一仲よしクラブ、第二仲よしクラブ、第三仲よしクラブ（エスパ）】**

玉川小学校	建築年度	昭和48年度
	所在地	塩竈市玉川2丁目9番1号（塩竈市立玉川小学校内1階余裕教室）
	構造	鉄筋コンクリート2階建て（図面等は別記1のとおり）
	設備等	F F式暖房機器 有、トイレ 有、エアコン 有
	実効床面積	132㎡（66㎡×2教室）
エスパ塩竈	建築年度	平成10年度
	所在地	塩竈市東玉川町9番1号（ふれあいエスパ塩竈内学習室2）
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建て
	設備等	トイレ 有、エアコン 有
	実効床面積	46㎡（46㎡×1教室）
定員	30名、30名、25名	
登録児童数 （R5. 4. 1時点）	1年生 32名、2年生 30名、3年生 13名、 4年生 15名、5年生 4名、6年生 1名 合計 95名	

※障害児等の受入状況については事業者説明会でお知らせしますが、事前に必要な場合は、別途ご連絡願います。

## (2) 施設運営の体制

令和6年度管理運営体制



## (3) 管理運営の基準

### 1) 事業運営

- ア 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- イ 効率的な運営を行い、経費の削減を図ること。
- ウ 現状の分析と評価を行い、利用者の利便性向上や業務改善に努めること。
- エ 季節行事や定期イベントなど、年間を通して子どもたちが楽しめる行事を実施すること。なお、行事の実施にあたっては、既存事業に配慮しつつ、新たな事業を積極的に提案し、行事の充実を図ること。
- オ 学校や保育所、地域の各種団体等との連携に努め、地域に根ざした運営を図ること。
- カ 市民や市、学校等の関係施設と積極的な情報交換を行い、円滑な事業運営に努めること。

### 2) 開館時間等

塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ管理運営業務仕様書の「6. 管理運営の基準」 「(2)開館時間等」を参照のこと。

### 3) 対象者

- ア 児童館  
塩竈市児童館条例第6条に定める利用者
- イ 児童クラブ  
塩竈市放課後児童クラブ条例第6条に定める児童  
※入級許可は、市長が行います。

### 4) 使用の制限、使用許可の取消し

- ア 児童館  
塩竈市児童館条例第9条に該当する場合、市長の承認を得て利用を制限することができます。
- イ 児童クラブ  
塩竈市放課後児童クラブ条例第8条に該当する場合は、市が入級の取り消し、又は退級を命ずる場合がありますので、該当する事象が発生した場合は速やかに市へ連絡してください。

## 5) 利用料金

塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ管理運営業務仕様書の「6. 管理運営の基準」  
「(5)利用料金」を参照のこと。

## 6) 職員の配置

労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、安全に施設の管理運営ができるよう、人員を配置すること。(詳細は、塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ管理運営業務仕様書の「6. 管理運営の基準」「(20)職員の配置」及び「別紙3 職員の配置基準」を参照のこと。)

## 7) 関係法令等の遵守

指定管理者は、指定管理施設の運営を行うにあたり、次の関係法令等を遵守すること。  
なお、当該関係法令が本要項公表後に改正された場合は、改正後の内容を遵守すること。  
また、当該関係法令のほか、施設の管理運営上、遵守すべき法令等がある場合は、その内容に従った管理運営を行うこと。

- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- オ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- カ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- キ 児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生事務次官通知）
- ク 児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生省児童家庭局長通知）
- ケ 児童館ガイドラインの改正について（平成30年10月1日厚生労働省子ども家庭局長通知）
- コ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
- サ 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- シ 「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日こども家庭庁成育局長通知）
- ス 塩竈市児童館条例（昭和50年市条例第11号）
- セ 塩竈市児童館管理規則（平成29年市規則第3号）
- ソ 塩竈市放課後児童クラブ条例（平成14年市条例第17号）
- タ 塩竈市放課後児童クラブ条例施行規則（平成20年市規則第6号）
- チ 塩竈市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第26号）
- ツ 塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年市条例第27号）
- テ 塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年市規則第27号）
- ト 塩竈市情報公開条例（平成10年市条例第21号）
- ナ 塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年市条例第28号）

## (4) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間（60か月）とします。

## (5) 指定管理者の募集方法及び選定

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル（企画提案）方式で実施します。選定については、選定委員会を設置し、書類審査及び企画提案の審査で候補者を選定します。

### 1) 選定方法

市が設置する選定委員会において行います。

選定にあたっては、提案された事業計画の実施に係る効果・費用、対象施設を管理運営する能力等を総合的に評価して選定します。

### 2) 選定の手続

#### ア 応募資格の審査

団体からの応募書類等に基づき事務局において審査します。

#### イ 書類審査の実施

応募書類等に基づき選定委員会で審査を実施します。

#### ウ 企画提案審査の実施

選定委員会による企画提案に対する審査を行います。

### 3) 企画提案（プレゼンテーション）

#### ア 日時

令和6年7月30日（火）を予定しておりますが、時間及び場所については、後日連絡します。

#### イ 出席者

各団体3名以内

#### ウ 説明

説明者はどなたでも結構ですが、団体の代表者が出席しない場合は必ず様式3「委任状」を提出してください。説明（質疑応答も含む。）の中で発言のあった内容については、書類上に記載がなくても、これを企画提案の内容に含めます。

説明は30分以内で事業計画書等の提出書類を使用して行うこととしますので、特に主張したい事項を中心に説明してください。

プロジェクターを使用する場合は必ず事前に申し出てください。プロジェクター・接続ケーブル及びスクリーンは市で準備も可能ですが、その他パソコン等は応募者で準備してください。

また、パソコンの操作は応募者が行ってください。

事前にパソコンとプロジェクター等の動作確認等が必要な場合は、日程を調整しますので、担当までご連絡ください。

## (6) 応募者の参加資格等

### 1) 応募資格

応募資格は、下記のとおりです。

ア 宮城県内に本社、支社、営業所などの事務所を有する法人（株式会社等含む）で、令和7年4月1日から円滑に運営を開始することができること。なお、令和6年度中に宮城県内に事務所を設置する法人（株式会社等含む）も応募可能。

また、塩竈市の指定管理施設の運営目的等を理解し、一体的な運営を継続できる者。

イ 児童館又は児童クラブを1年以上運営していること。または、同等の運営能力を有していること。

ウ 団体が次のいずれにも該当しないこと。

**【注意】次に該当する法人等は、応募することができません。**

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含みます。)の規定により、本市において一般競争入札等の参加を制限されている者
- ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、本市において指定の取消しを受けた者
- ④ 租税公課等に滞納がある者
- ⑤ 本市の市長、副市長、市議会議員、教育長、監査委員、市立病院事業管理者及び水道事業管理者並びにこれらの者の配偶者、親又は子が理事長となっている者
- ⑥ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 塩竈市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱(平成22年市庁訓第24号)別表の措置要件に該当する行為を行ったことがある場合、当該行った日から1年を経過しない者
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手續開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
- ⑨ 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年市告示第93号)第3条に規定する措置要件に該当する者

## 2) 募集要項の配付・説明会等

### ア 募集要項の配付

募集要項は、塩竈市福祉子ども未来部子ども未来課の窓口で、令和6年5月1日(水)から6月28日(金)の午前9時00分から午後5時00分まで配付します(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

また、同期間内において、市ホームページからもダウンロードできます。

### イ 事業者説明会

応募方法、応募書類、指定管理者の業務等、募集に係る内容についての説明会を次のとおり開催します。

また、児童館及び児童クラブの現地見学会は、行いません。なお、見学を希望される場合は、この説明会の際に申し出てください。個別に施設と日程調整を行います。

#### ① 日時

令和6年5月14日(火) 午後2時00分から(受付は午後1時30分から)

#### ② 場所

塩竈市役所壱番館庁舎産業建設部(産業部門)会議室(塩竈市本町1番1号)

※当日場所が変更になる場合があります。その場合は別途連絡いたします。

#### ③ 参加者等

各団体2名以内とします(配付資料は、各団体1部とさせていただきます。)

#### ④ 参加申込

事業者説明会へ参加を希望する団体は、別紙1「説明会参加申込書」を持参してください。電子メール(jidou-f@city.shiogama.miyagi.jp)にて令和6年5月10日(金)午後5時00分までにお申込みください。

※電子メールの場合は、送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

#### ⑤ その他

当日、募集要項を各団体に1部配付いたします。

なお、質問は後日書面により受け付けることを原則とします。ただし、手続

きや提出書類に関する事等、早急に確認することが必要な事項についてはその場でも受け付けます。

ウ 質問受付・回答

質問がある場合は、別紙2「質問・回答書」により、電子メールで提出してください。令和6年5月15日（水）から受付を開始し、5月21日（火）午後5時00分まで質問を受け付けます。質問への回答は、随時、市ホームページに掲載します。

3) 応募の受付

ア 受付期日

令和6年6月28日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

イ 提出先

塩竈市福祉子ども未来部子ども未来課

ウ 提出方法

担当窓口へ直接持参

4) 応募書類等

応募にあたっては、別紙3「提出書類一覧」に記載の書類について、応募資格を証明する書類等は2部（正本1部、副本（写し）1部）、その他の書類は15部（正本1部、副本14部）提出してください。

提出書類は、証明書やパンフレット等を除き、A4判サイズにそろえ、糊付け等は行わずフラットファイルやダブルクリップ等で、応募資格を証明する書類等とその他の書類をそれぞれ別にとじて提出してください。

提出書類をとじる際は、別紙3「提出書類一覧」の並び順にとじ、項目ごとにインデックスを付ける等、見やすく製本するよう御協力ください。

また、事業計画書を補足する資料として、団体の特色や活動状況、独自の企画提案等の資料（任意様式）を添付することができますので、積極的に活用ください。当該資料については、企画提案の中でプロジェクター等を使用して説明いただいても結構ですが、必ず紙ベースでも15部提出してください。

5) 応募にあたっての留意事項

応募にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 応募に関して必要な費用は応募者の負担とします。

イ 契約相手先とならなかった応募者の申請書類一式は、返却します。

ウ 提出された申請書類は、塩竈市情報公開条例（平成10年条例第21号）による公文書となるため、同条例の規定により公開される場合もあります（同条例の規定による非開示情報を除く。）。

エ 申請書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定委員会後、市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

オ 選定委員会委員及び本件に従事する市職員に対して、本件提案についての接触を禁じます。

カ 応募書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

キ 提案見積金額が本市指定管理料5か年合計額を超えた場合は、失格とします。

ク 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

## (7) 選定基準及び候補者の決定方法

### 1) 選定基準

選定の基準は、別記2を参照ください。

### 2) 候補者の決定方法

- ア 選定委員会において、総合評価点が最も高い事業者を候補者として選定します。
- イ 総合評価点が最も高い事業者が2者以上あるときは、後日、当該事業者によるくじ引きにより、候補者を選定します。
- ウ 候補者として選定された者が、何らかの理由により選定結果を取り消された場合又は辞退した場合は、次順位者を候補者として選定します。
- エ 総合評価点が最も高い事業者の総合評価点が最低基準点未満（審査評価点上限の6割に満たない場合）である場合は、候補者を選定しません。
- オ 選定委員会における選定結果については、応募者全員に文書で通知します。
- カ 参加者が1事業者の場合については、審査において選定委員会が当該指定管理者募集要項並びに仕様書等を満たすと判断した場合は、その1事業者を候補者として選定します。

## (8) 指定手続き等

- 1) 指定管理者の指定は、市議会の議決を経て市長が指定管理者として最終決定します。市議会への提案は令和6年第3回定例会（9月開催）を予定しています。
- 2) 指定管理者に指定された事業者については、文書で通知するとともに、塩竈市公告式条例（昭和25年条例第37号）の定めるところにより告示します。
- 3) 指定管理者に指定された者は、事業全般を円滑に実施するため、令和7年3月31日までに、施設の管理運営に関して十分な引継ぎを行うこととします。なお、業務の引継ぎに係る経費については、原則として指定管理者が負担することとします。
- 4) 指定管理者の指定に伴い管理運営に係る細目的事項、市が支払うべき管理費用の額、リスク負担等を定めるため、協議により協定を締結し、協定書を作成します。
- 5) 市議会の議決を経るまでの間に被選定団体を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。  
なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、被選定団体が当該業務及び管理のために支出した費用等については、一切補償いたしません。  
また、指定管理者が行う施設管理の適正を期すために市が行う指示に従わない時、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

## 2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ管理運営業務仕様書の「4. 管理運営の基本方針」、「5. 指定管理者が行う業務の範囲」及び「6. 管理運営の基準」に掲げる事業を実施するものとする。

## 3 指定管理料

### (1) 指定管理料の額

指定の期間(5年間)の指定管理料は、次の表の金額以内とし応募者による経費節減等を反映した額で事業収支計画書（様式2-10①）を作成してください。

事業収支計画書（様式2-10①）で提案された金額がそのまま指定管理料になるわけではなく、実際の諸条件により、変更となる場合があります。年度ごとの指定管理料については、別途協議し決定します。

経費の積算にあたっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として積算するものとします。

指定管理料合計（5年）	※1年当たりの金額
815,640千円	163,128千円

## （2）指定管理者が運営を行う経費

指定管理料に含まれる経費や支払方法等についての詳細は、塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ管理運営業務仕様書の「8. 指定管理料」を参照のこと。

## 4 指定管理者の選定スケジュール

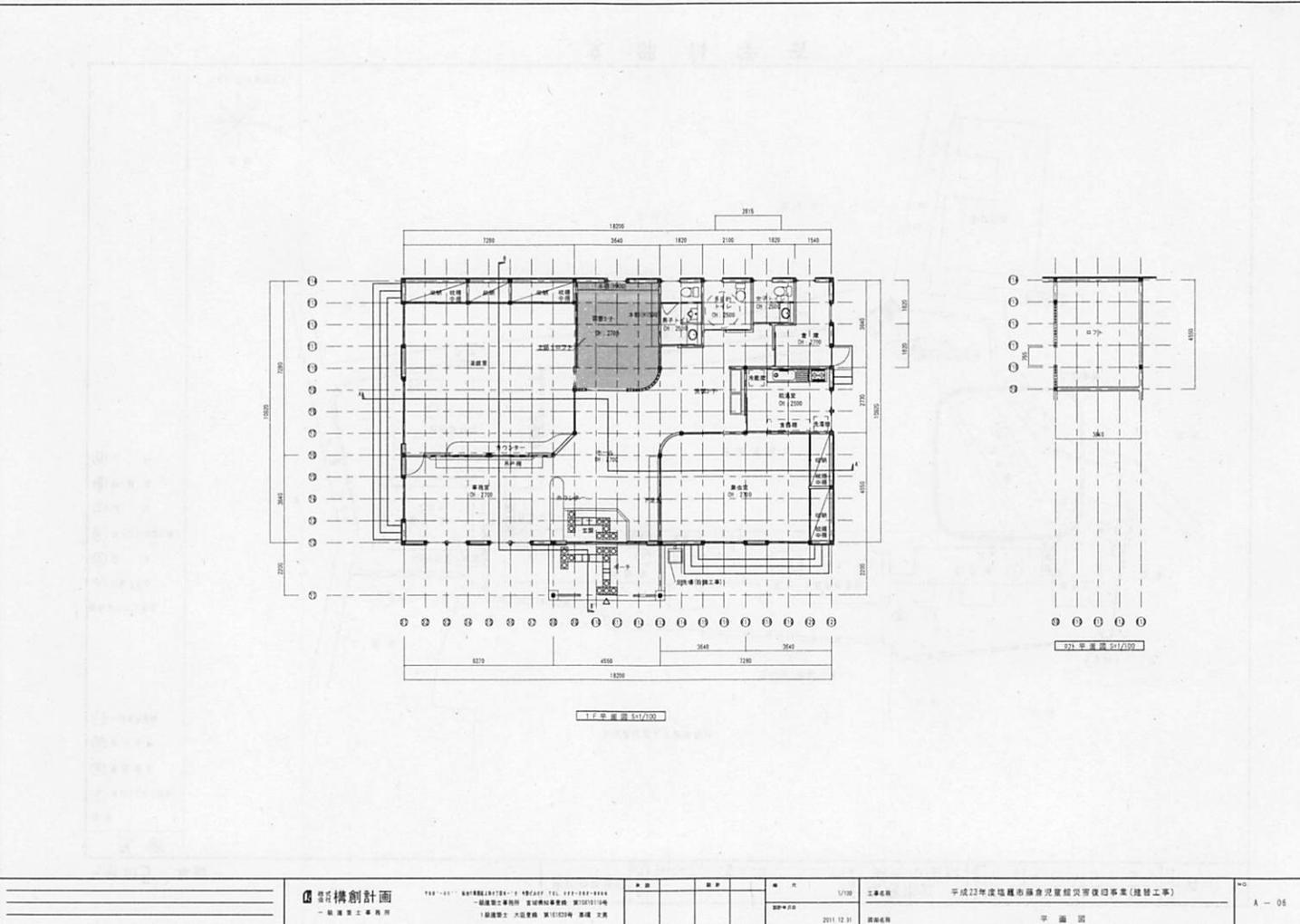
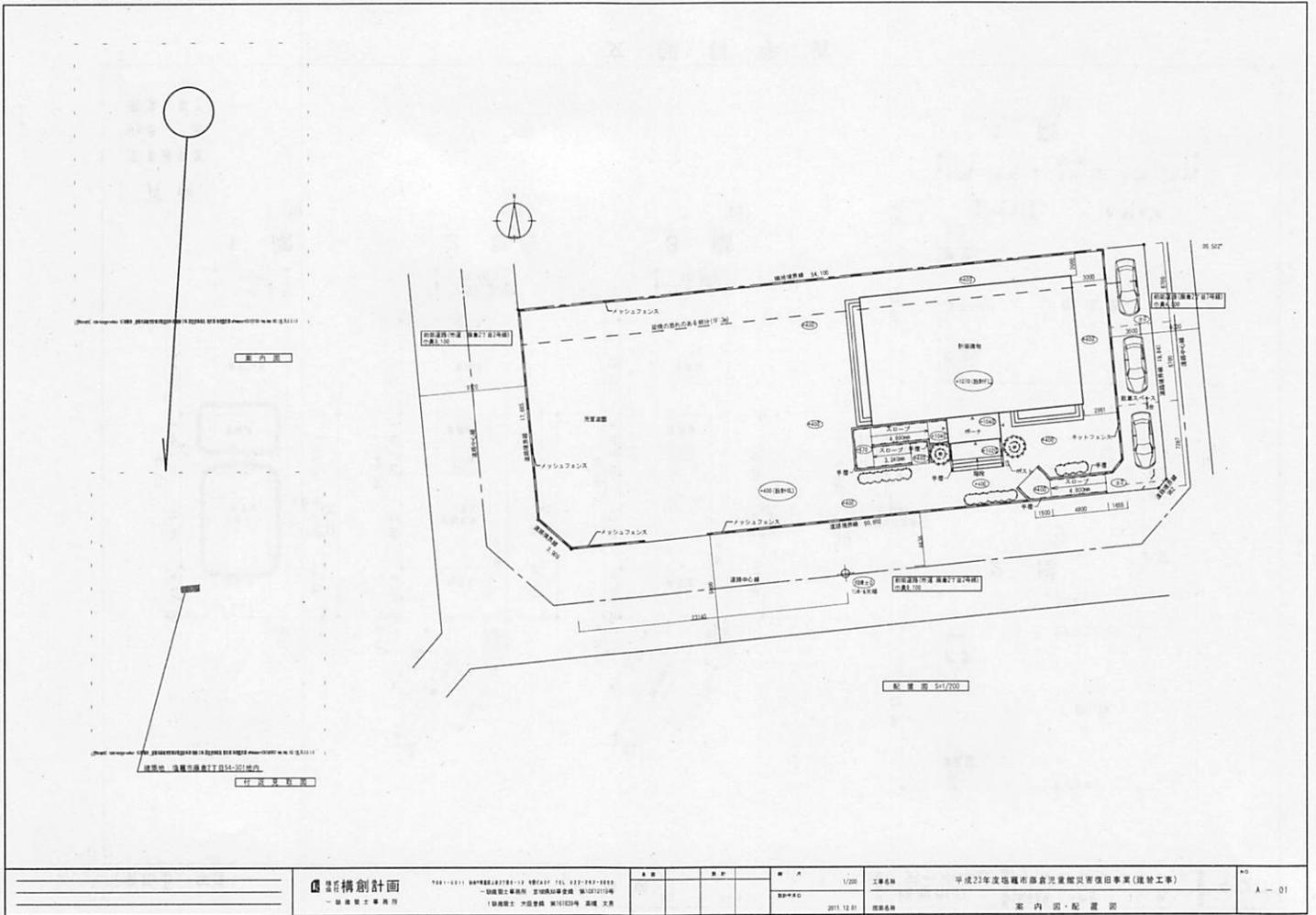
項目	時期
募集記事掲載（市ホームページ）	令和6年5月1日（火）から 同年6月28日（金）まで
募集要項配付	令和6年5月1日（火）から 同年6月28日（金）まで
事業者説明会申込み受付	令和6年5月10日（金）まで
事業者説明会	令和6年5月14日（火）
質問受付	令和6年5月15日（水）から 同年5月21日（火）まで
申請書類受付の締切日	令和6年6月28日（金）
企画提案実施（プレゼンテーション）	令和6年7月30日（火）予定
選定委員会結果通知	令和6年8月上旬予定
指定管理者の指定	令和6年9月下旬 （塩竈市議会令和6年第3回定例会予定）
指定期間に係る基本協定締結	令和7年1月上旬予定
令和7年度分に係る協定締結	令和7年2月中旬予定
運営開始	令和7年4月1日

## 5 その他

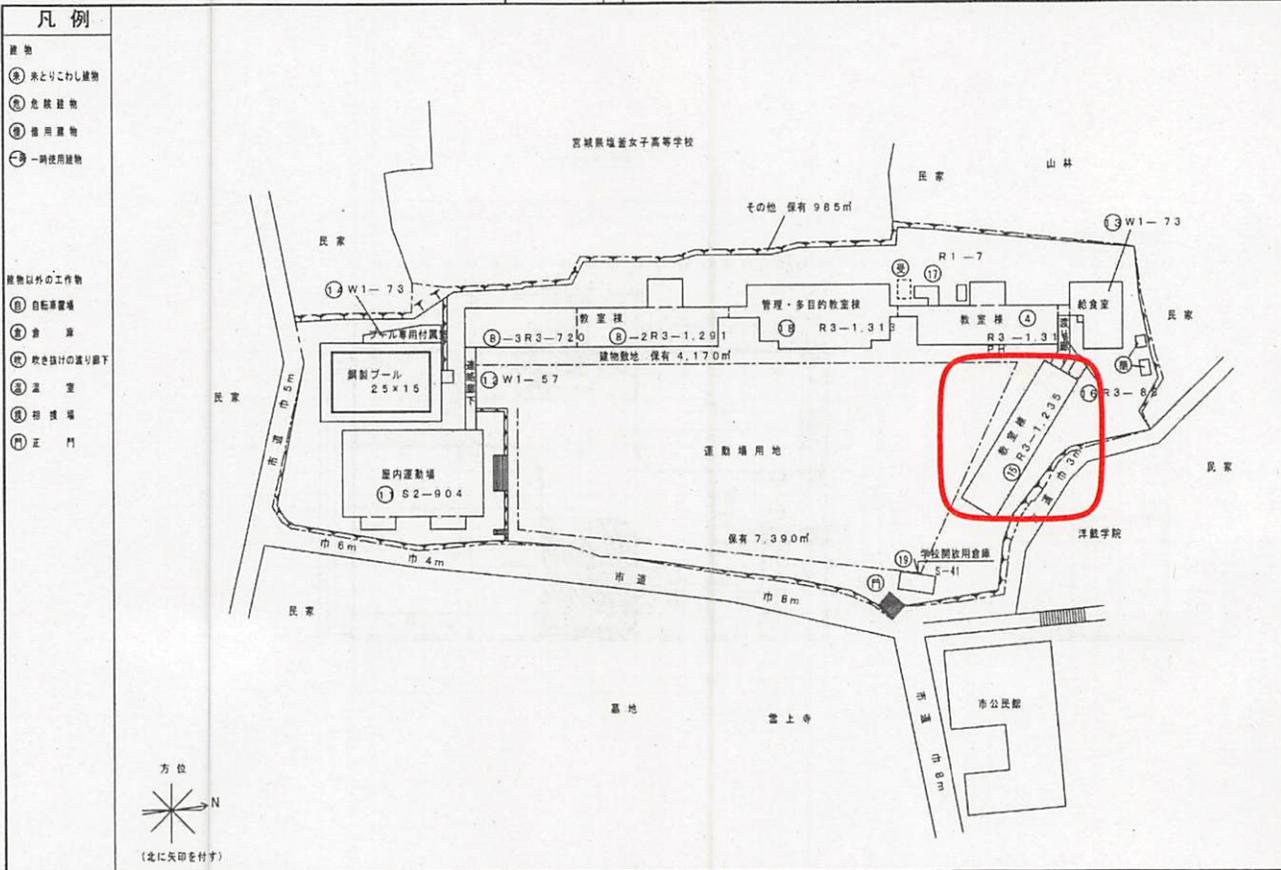
応募にあたっては、必ずこの募集要項のほか、塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブ管理運営業務仕様書を確認してください。

## 6 配布場所・問合せ先・提出先

塩竈市福祉子ども未来部子ども未来課 担当：子ども企画係 小野、小川  
 住所：〒985-0052 塩竈市本町1番1号  
 電話：022-355-7610 FAX：022-366-7167  
 E-mail：[jidou-f@city.shiogama.miyagi.jp](mailto:jidou-f@city.shiogama.miyagi.jp)

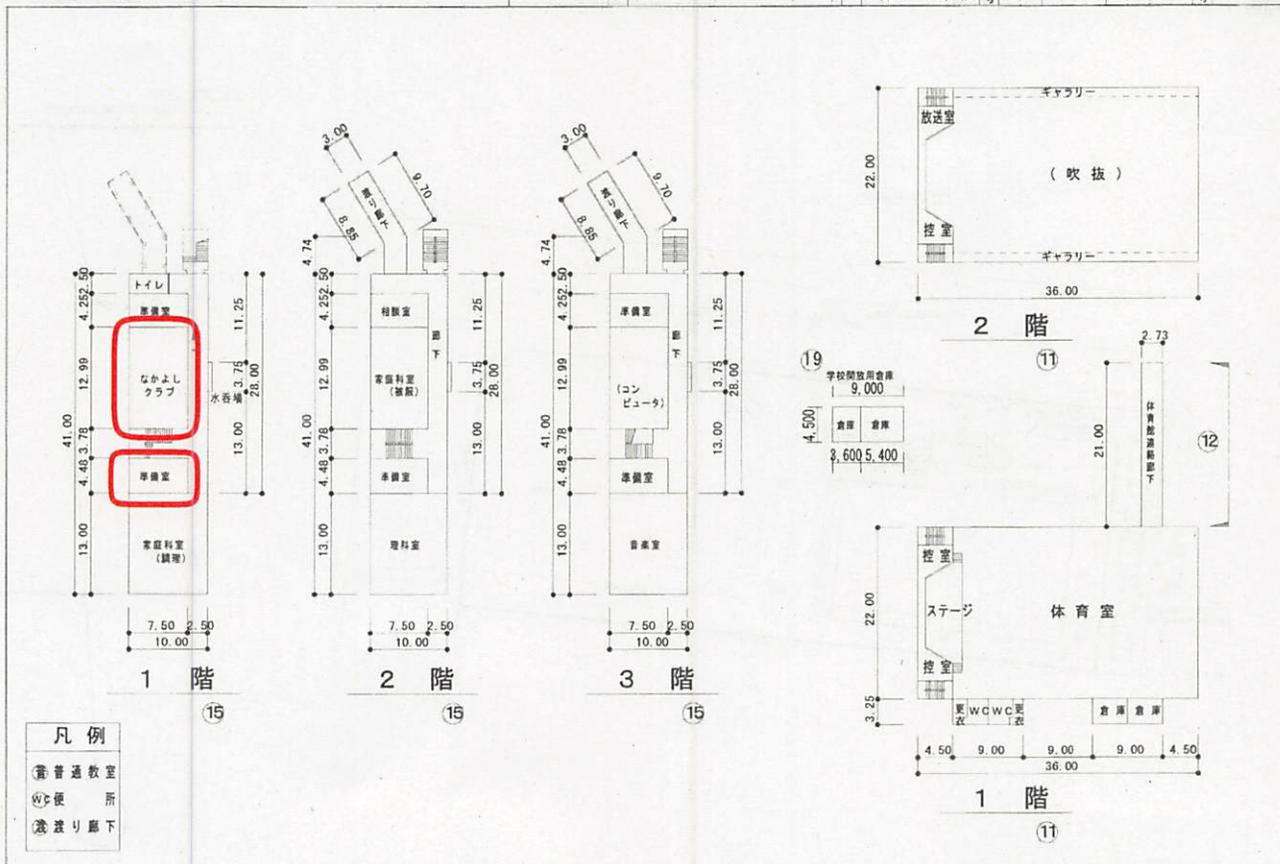


(令和5年度)



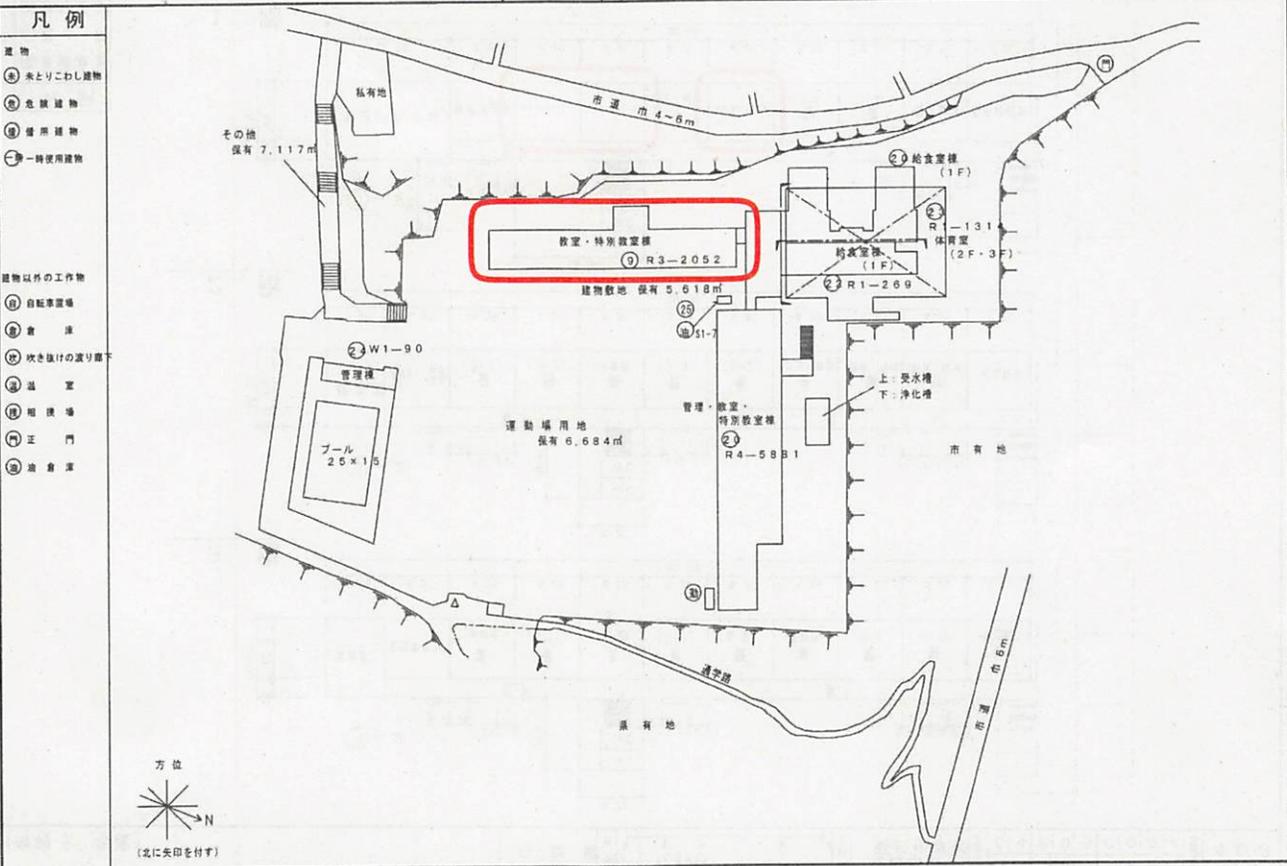
文部科学省

(令和5年度)



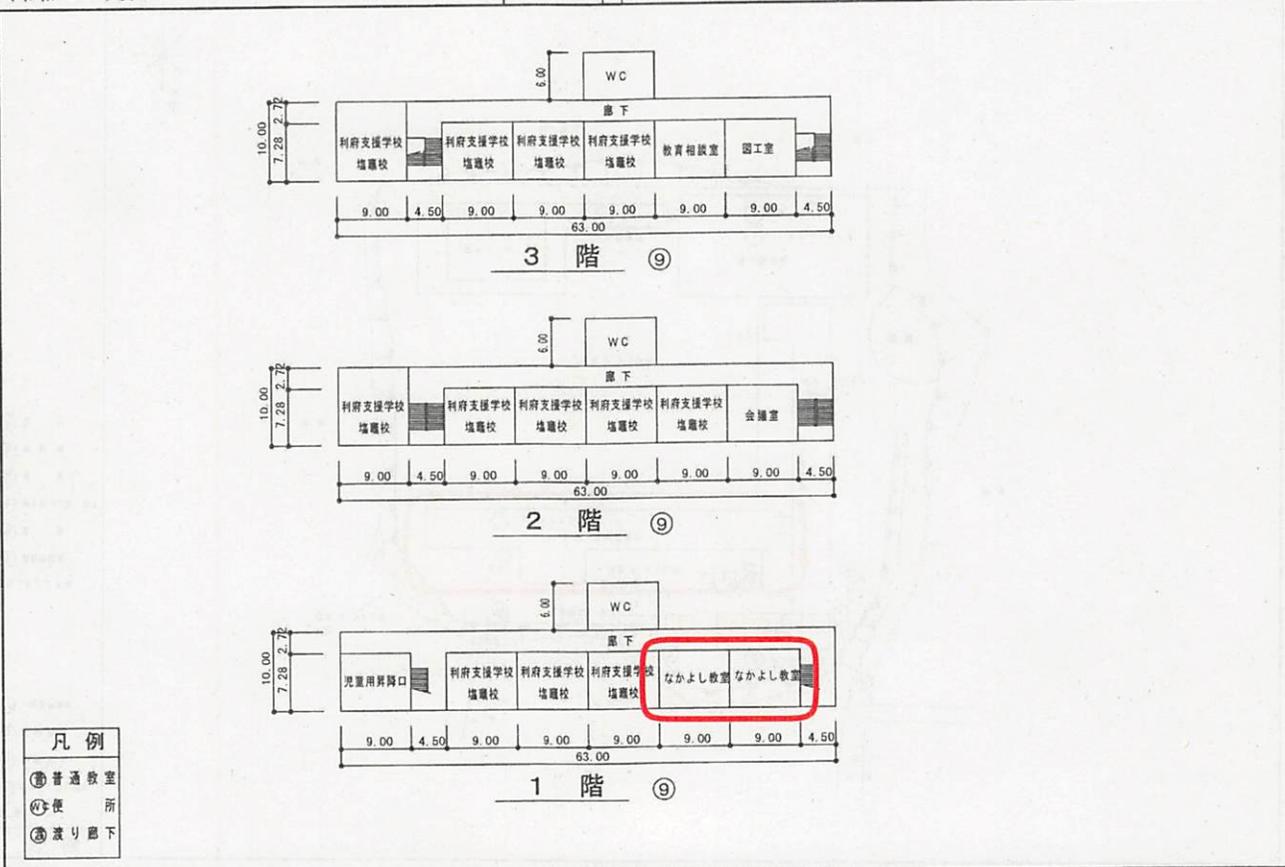
文部科学省

(令和 5 年度)



文部科学省

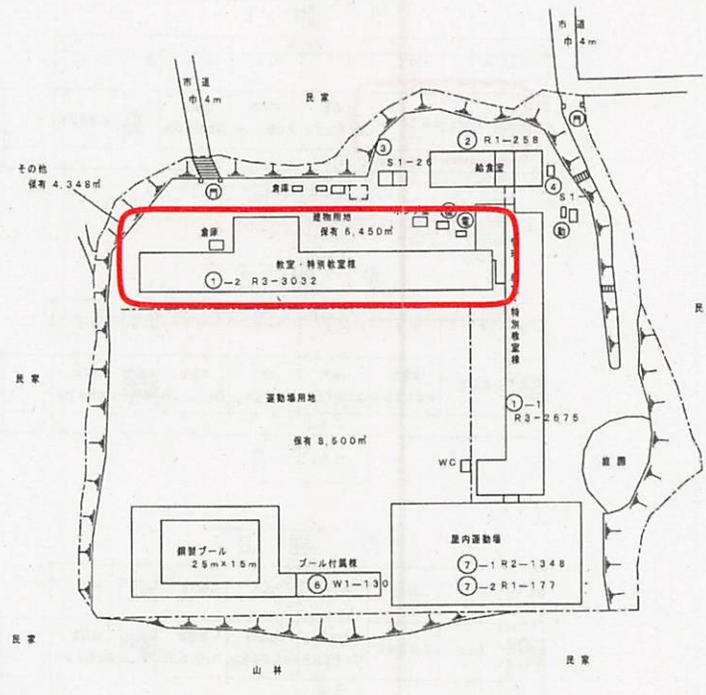
(令和 5 年度)



文部科学省

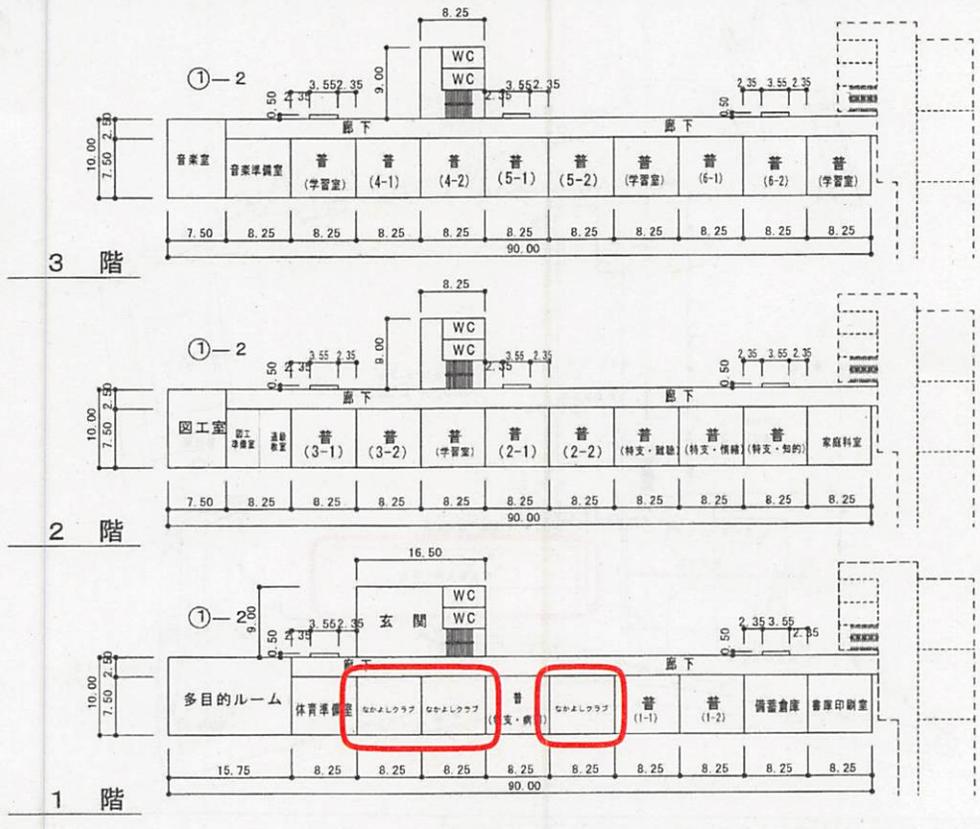
(令和5年度)

- 凡例
- 建築物
- ① 未とりこなし建物
  - ② 危険建物
  - ③ 使用建物
  - ④ 一時使用建物
- 建築物以外の工作物
- ⑤ 自転車置場
  - ⑥ 倉庫
  - ⑦ 吹き抜けの張り廊下
  - ⑧ 道
  - ⑨ 遊歩道
  - ⑩ 正門
- 方位
- (北に矢印を付す)



文部科学省

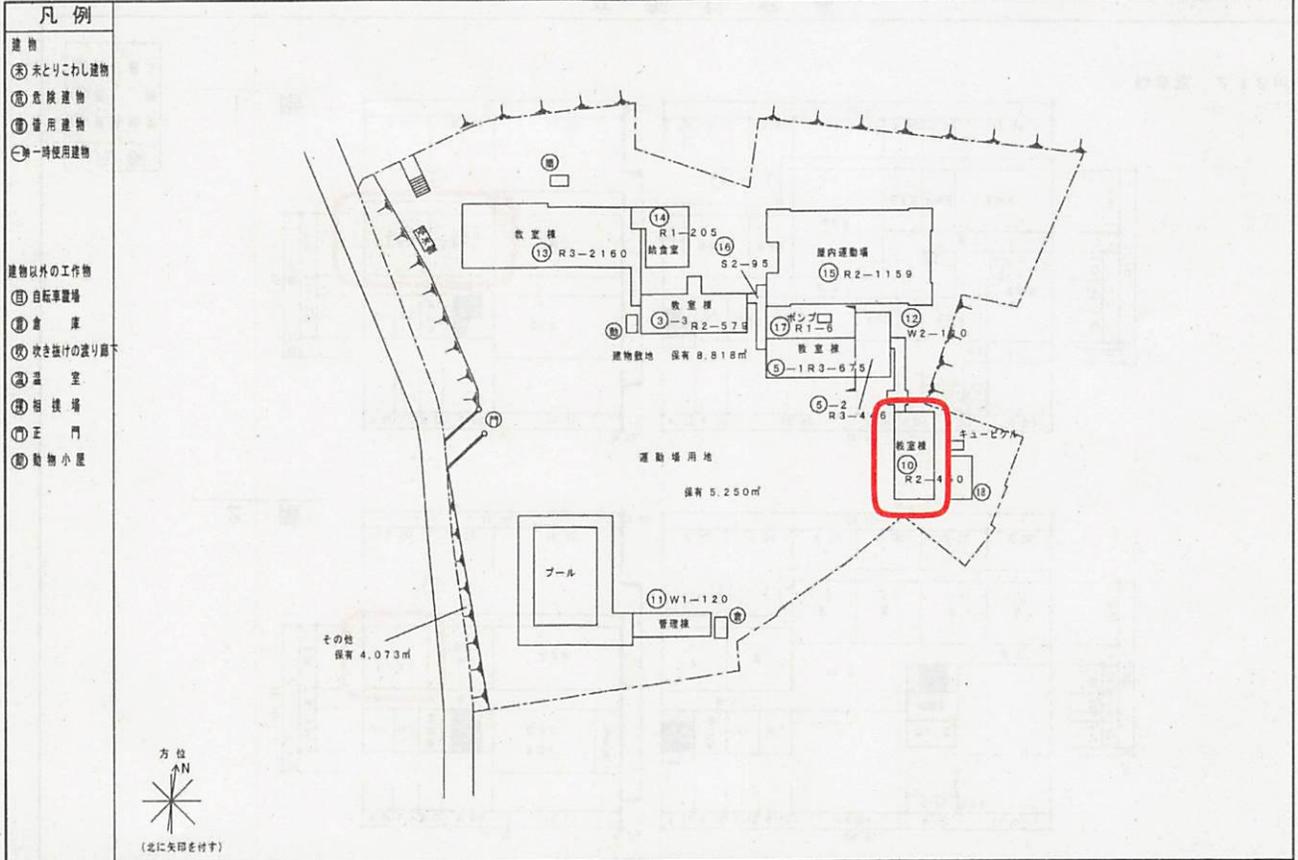
(令和5年度)



- 凡例
- ① 普通教室
  - ② 便所
  - ③ 張り廊下

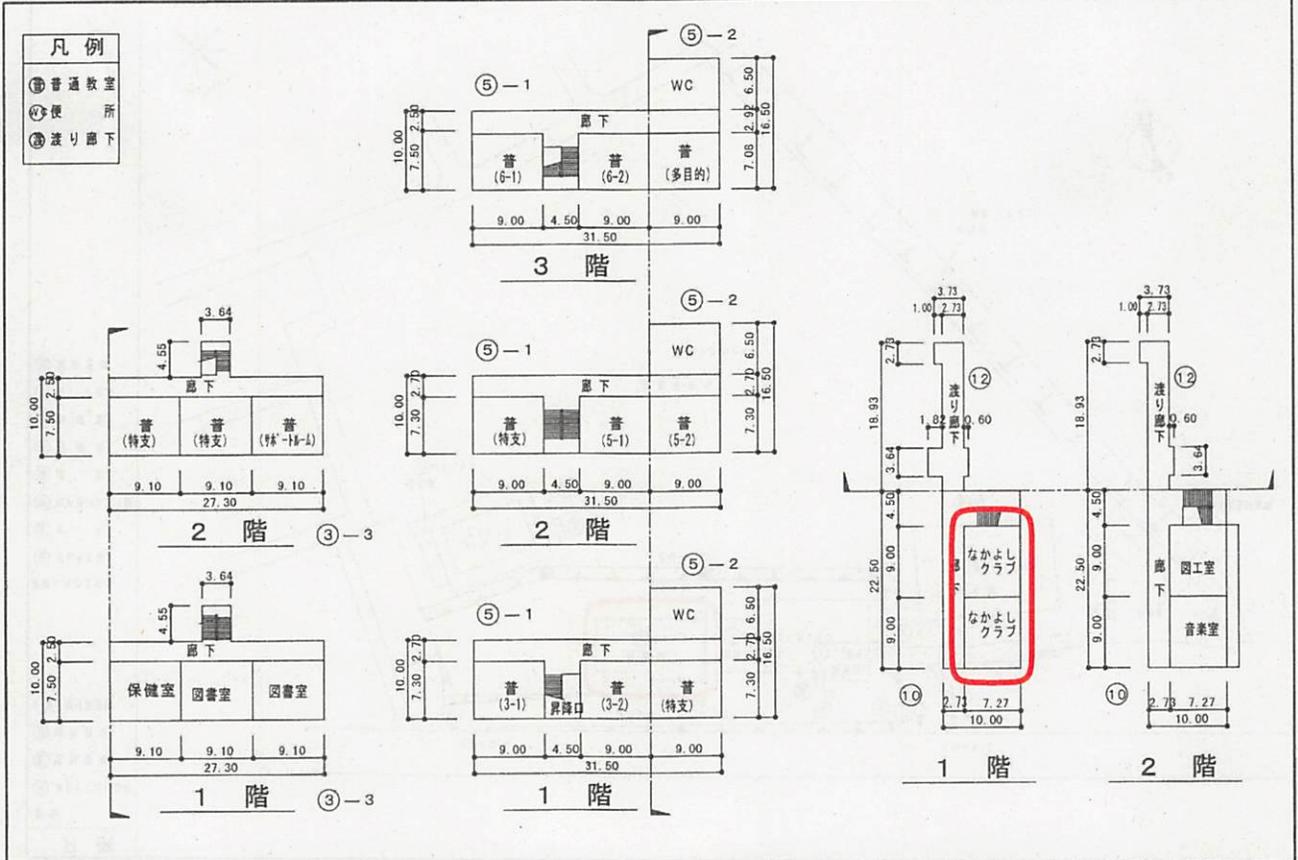
文部科学省

(令和5年度)



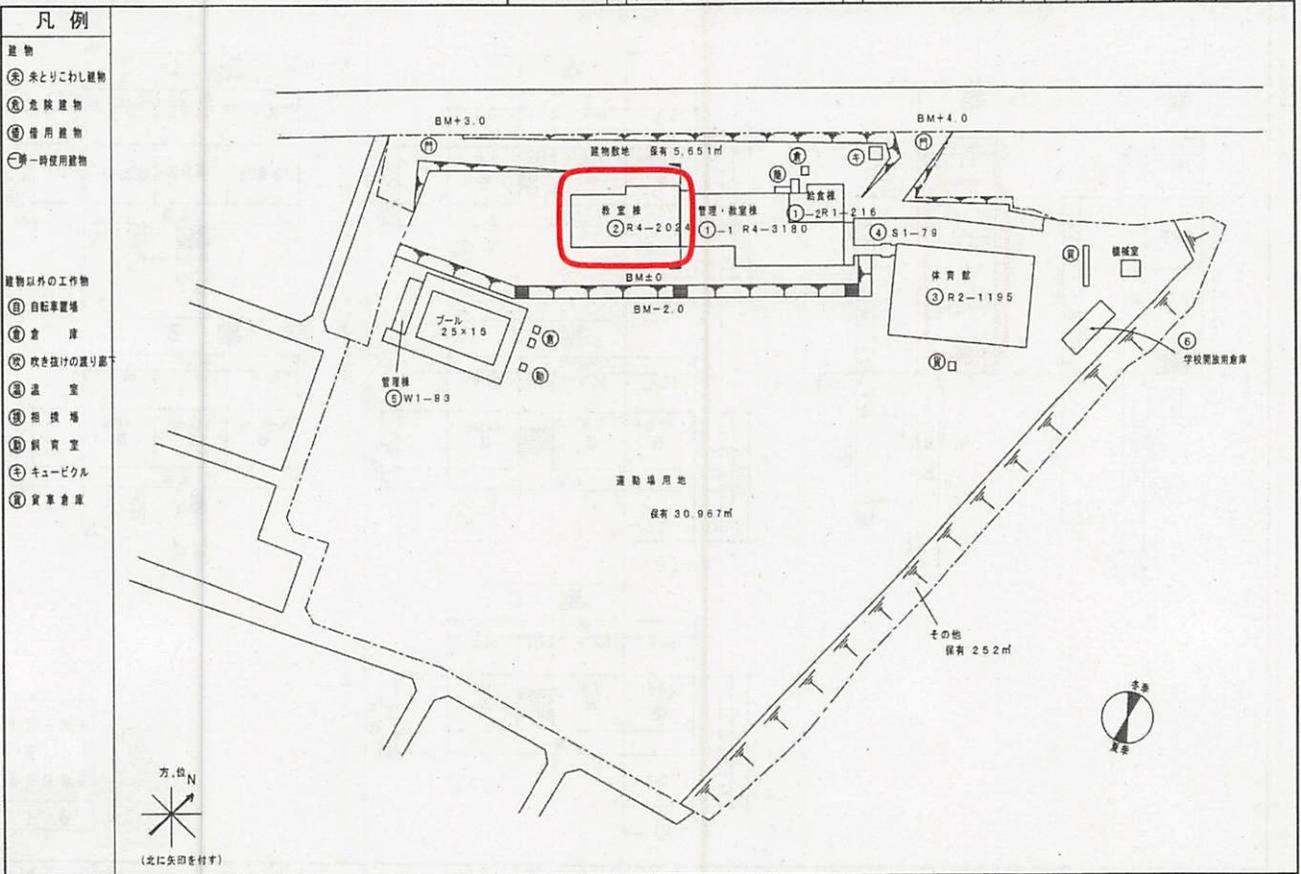
文部科学省

(令和5年度)



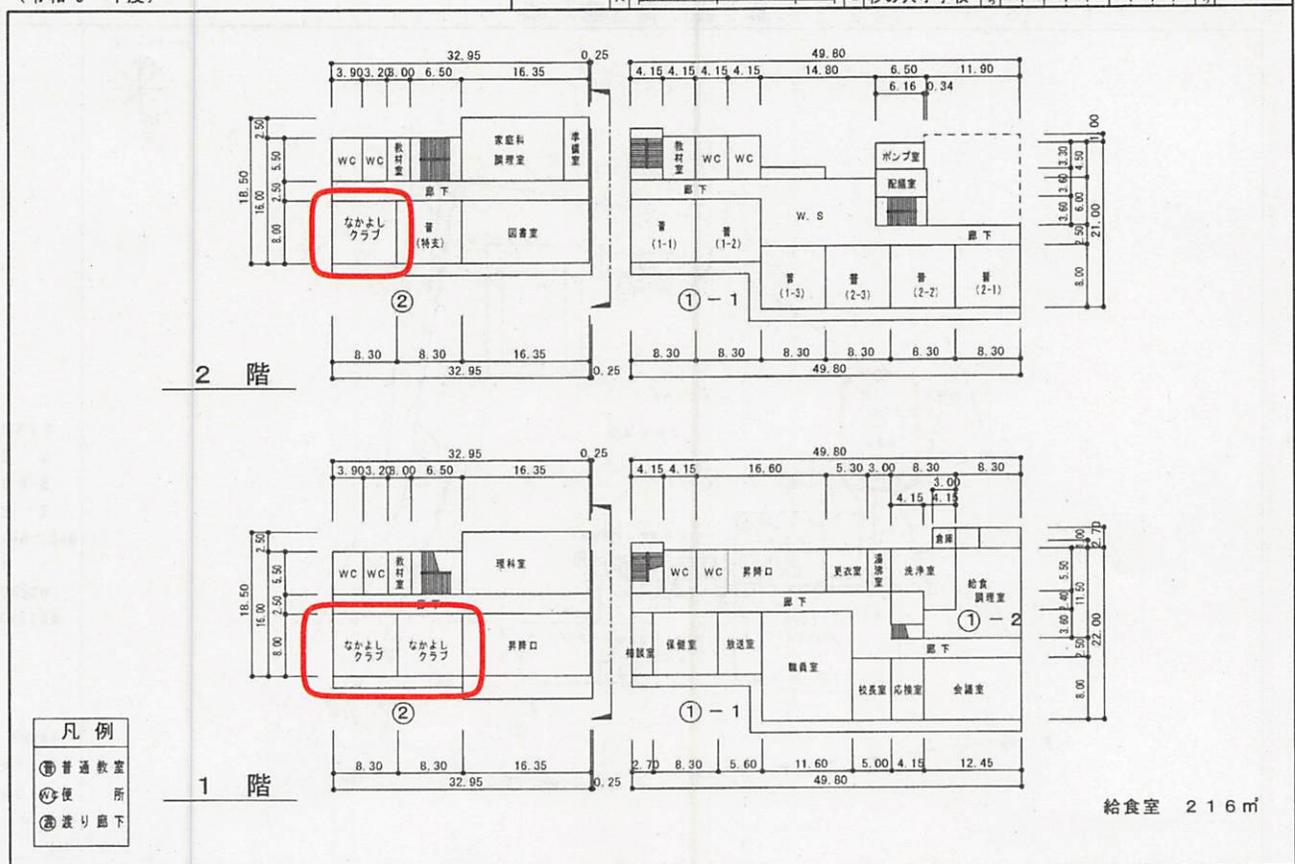
文部科学省

(令和 5 年度)



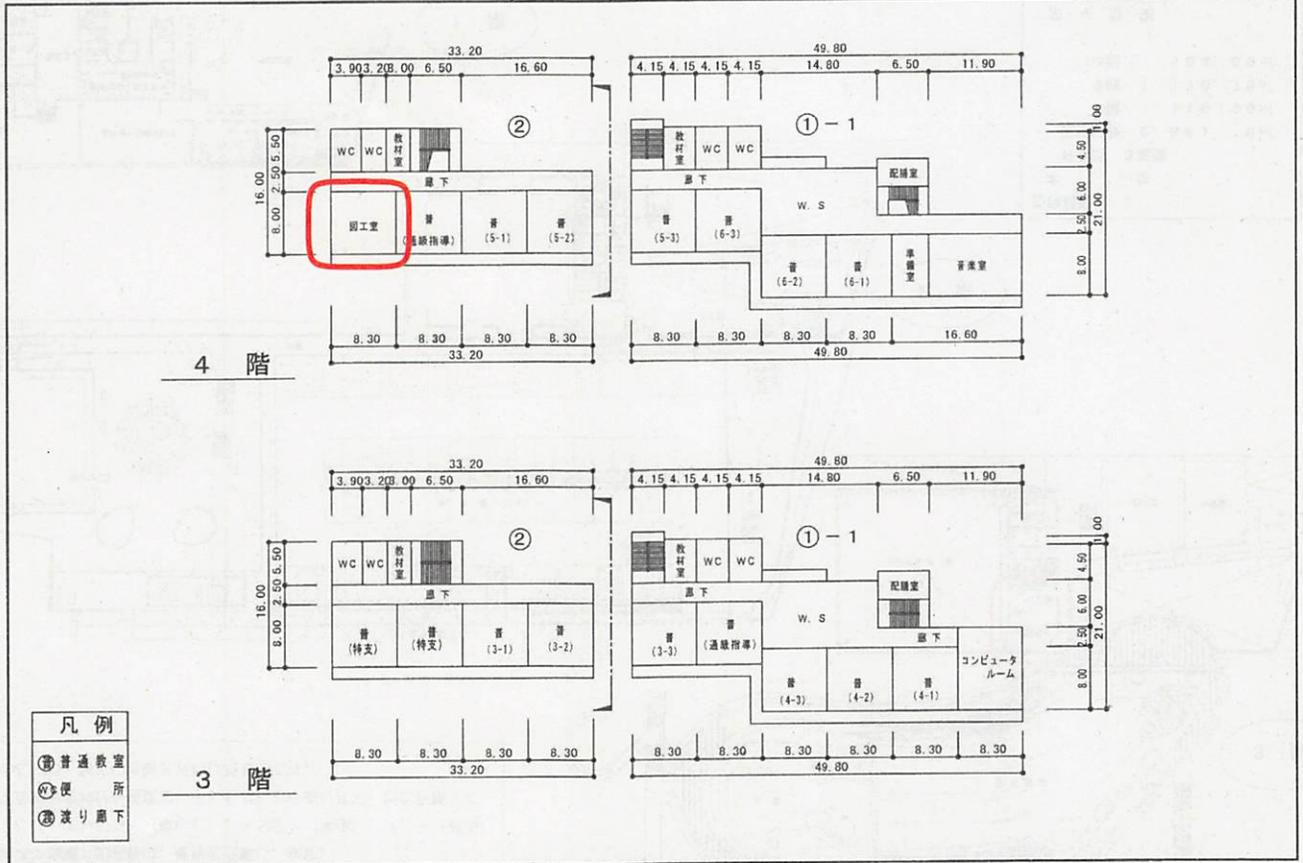
文部科学省

(令和 5 年度)

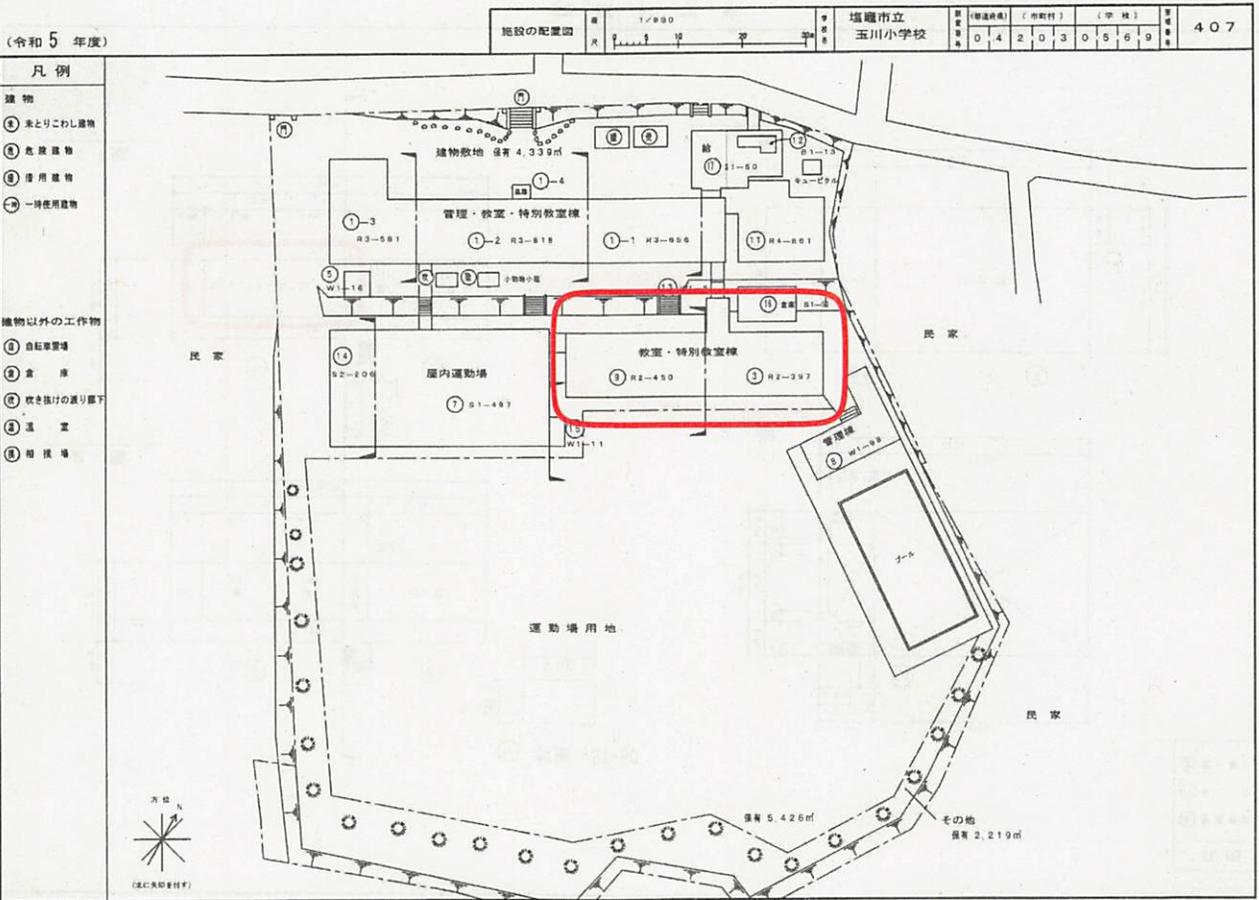


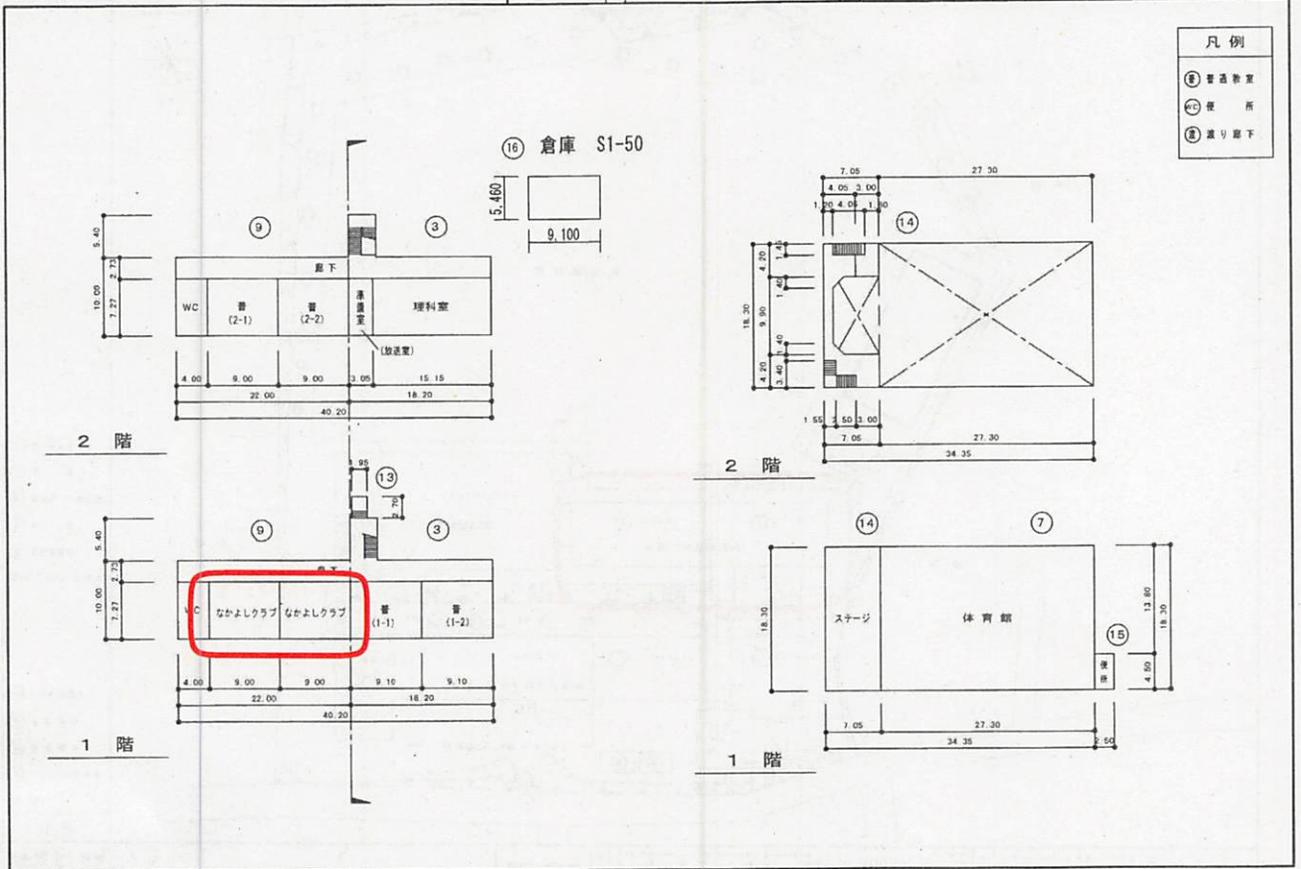
文部科学省

(令和 5 年度)



文部科学省



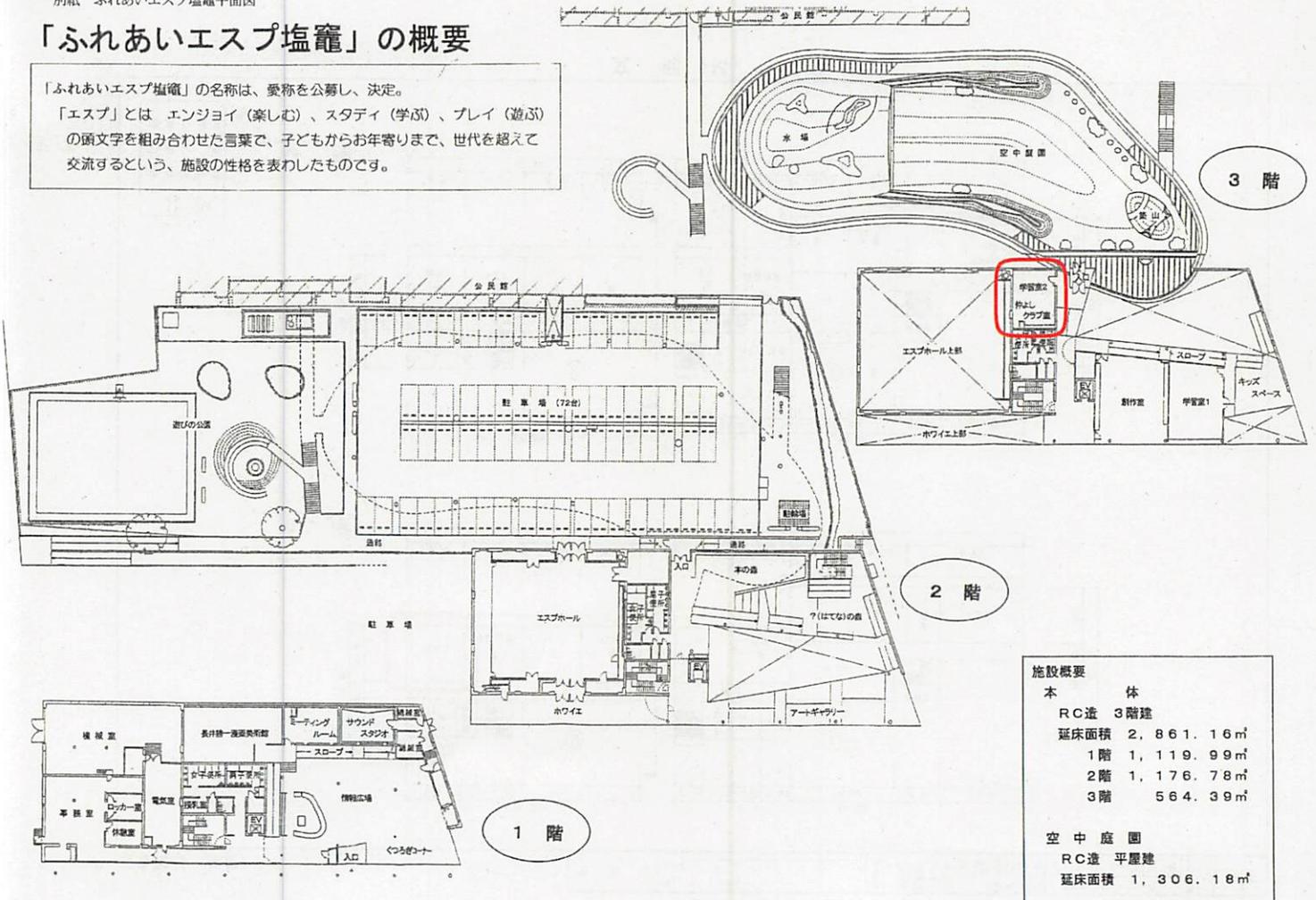


文部科学省

別紙 ふれあいエスパ塩竈平面図

### 「ふれあいエスパ塩竈」の概要

「ふれあいエスパ塩竈」の名称は、愛称を公募し、決定。  
 「エスパ」とは エンジョイ(楽しむ)、スタディ(学ぶ)、プレイ(遊ぶ)の頭文字を組み合わせた言葉で、子どもからお年寄りまで、世代を超えて交流するという、施設の性格を表わしたものです。



施設概要	
本 体	
RC造 3階建	
延床面積	2,861.16㎡
1階	1,119.99㎡
2階	1,176.78㎡
3階	564.39㎡
空中庭園	
RC造 平屋建	
延床面積	1,306.18㎡

提案内容の評価項目

項目	評 価 項 目		提出書類
基本方針及び運営	団体としての運営理念、基本方針及び活動実績等について	①指定管理者に応募した動機 ②運営にあたっての理念及び基本方針とこれまでの活動実績と成果 ③地域特性に応じた運営に関する具体的な考え方及び内容	様式2-1
	利用者サービスの向上について	①サービスの質の確保と向上に対する考え方 ②サービス提供及び苦情等への対応（責任体制） ③児童虐待等に対する対応及び取組への考え方 ④地域特性を考慮した独自のサービス提供の考え方	様式2-2
人材	人材確保・育成等について	①人材確保・採用計画に対する考え方及び内容 ②人材育成・研修に対する考え方及び内容 ③受託事業者（本社や支社等）の指揮命令系統の体制内容 ④受託事業者の支援体制の内容	様式2-3
	従業員の配置及び勤務体制について	①従業員の資格要件及び従業員数 ②勤務体制 ③従業員の福利厚生、休暇、健康管理等	様式2-4 付表有
事業	健全育成事業（児童館運営）について	①児童館運営に対する考え方及び内容 ②児童の発達段階（乳幼児期、小学生期、中学・高校生期）に応じたサービス提供に対する考え方	様式2-5 付表有
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ運営）について	①放課後児童健全育成事業に対する考え方及び内容 ②保護者、学校等との連携の考え方及び内容 ③障害児等の支援を要する児童の受け入れや利用に対する考え方及び内容 ④学習習慣の定着や新しい学びの機会の提供に対する考え方及び内容	様式2-6 付表有
	地域交流促進事業について	①地域交流促進にあたっての理念及び基本方針 ②地域特性を考慮した地域連携事業の具体的な考え方及び内容	様式2-7
管理等	事故防止、防犯・防災対策等について	①事故防止、防犯・防災に対する考え方及び内容 ②事故、災害、緊急時への対応体制等 ③利用者の衛生管理についての考え方及び内容 ④個人情報保護に関する考え方及び取組	様式2-8
	施設の維持管理等について	①施設の維持管理全般に対する考え方及び内容 ②施設の維持管理に係る個別業務の考え方及び内容 ③ごみ減量やエネルギー削減等環境に対する配慮	様式2-9
費用・財務状況	事業収支計画について	①事業収支計画書（総括表）及び事業収支計画書（年度別） ②経費節減等による指定管理料低廉化の取組	様式2-10
	会社等の財務状況等について	①財政基盤の状況及び財務等に関する考え方	応募資格証明書類等
価格	提案見積金額	提案見積金額限度額に対する提案見積金額の割合を評価します	様式2-10